様式第二（第４条第２項関係）

（表面）

第　　号
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律第27条の規定による立入検査証

写真（押出スタンプ割印）	職名 氏名 年月日生 年月日交付 発行者　印

（裏面）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（水素等供給等促進法）抜粋

第27条　高圧ガス保安協会は、高圧ガス保安法第59条の28第１項及び第３項に規定する業務のほか、準用高圧ガス保安法第20条第１項ただし書又は第三項ただし書の完成検査及び第16条第１項において準用する高圧ガス保安法第35条第１項ただし書の保安検査並びにこれらに附帯する業務を行うことができる。

２　前項の規定により高圧ガス保安協会が同項に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる高圧ガス保安法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第59条の34第２項及び第59条の35第１項	この法律	この法律又は水素等供給等促進法

高圧ガス保安法抜粋

第59条の35　経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第83条の３　第59条の35第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

（高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令（昭和五十年通商産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事業計画） **第八条**　法第五十九条の三十二の前段の事業計画には、次の事項に関する計画を記載しなければならない。 一　（略） 二　法第二十七条の二第七項（法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）（これらの規定を脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号。次号において「水素等供給等促進法」という。）第十六条第１項において準用する場合を含む。）及び法第三十一条第三項並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。）第十九条第三項、第三十七条の五第四項及び第三十八条の九に規定する講習に関する事項 三　法第二十条第１項ただし書若しくは同条第三項第１号（これらの規定を水素等供給等促進法第十六条第１項又は第二十一条において準用する場合を含む。）に規定する完成検査、法第二十二条第１項第１号に規定する輸入検査、法第三十五条第１項第１号に規定する容器再検査、法第四十九条第１項第１号（水素等供給等促進法第十	（事業計画） **第八条**　法第五十九条の三十二の前段の事業計画には、次の事項に関する計画を記載しなければならない。 一　（略） 二　法第二十七条の二第七項（法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）及び法第三十一条第三項並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。）第十九条第三項、第三十七条の五第四項及び第三十八条の九に規定する講習に関する事項 三　法第二十条第１項ただし書若しくは同条第三項第１号に規定する完成検査、法第二十二条第１項第１号に規定する輸入検査、法第三十五条第１項第１号に規定する容器再検査、法第四十九条第１項に規定する容器検査、法第四十九条第１項に